

地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

平成21年6月1日

(趣旨)

第1 この要領は、甲府市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「建設業者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号）を利用する場合における工事請負契約書第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡の承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 債権譲渡の対象となる工事は、建設工事とし、次の工事を除くものとする。

(1) 債務負担行為等に係る工事で工期が複数年度にわたるもの（債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事又は前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事を除く。）

(2) 共同企業体が建設業者である工事

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった工事

(4) 履行保証を付した工事で、発注者が役務的保証を必要とした工事

(5) その他発注者が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3 譲渡する工事請負代金に係る債権の額は、請負工事が完成した場合には、工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。この場合において、変更契約等により請負代金額に増減を生じたときは、承諾に係る請負代金額及び債権譲渡金額は変更後の金額とする。

(債権譲渡先)

第4 債権の譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定するものをいい、事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(債権譲渡を承諾する時期)

第5 建設業者に対して債権譲渡の承諾を行う時期は、当該工事の出来高が、全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾手続)

第6 債権譲渡の承諾依頼にあたっては、建設業者は、次の書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
 - (2) 債権譲渡契約書の写し 1通
 - (3) 工事履行報告書（第2号様式） 1通
 - (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- 2 発注者は、前項の債権譲渡承諾依頼書等の提出があったときは、速やかに承諾のための手続を行い債権譲渡整理簿（第3号様式）により、債権譲渡に係る依頼及び承諾状況の管理を行うものとする。
- 3 発注者は、債権譲渡を承諾した場合は、確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を建設業者に交付するものとする。

（融資実行報告）

第7 建設業者は、債権譲渡先と金銭消費貸借契約を締結したときは、速やかに次の書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 融資実行報告書（第4号様式） 1通
 - (2) 支払状況及び支払計画の写し 1通
- 2 建設業者は、金融機関から前項の契約に係る当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第8 債権譲渡先は、建設業者が工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し、引渡を行い、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡を行い、債権が確定した後、債権金額の請求にあたっては、次の書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 工事請負代金請求書 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 債権譲渡契約書の写し 1通

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行し、令和8年3月末日をもってその効力を失うものとする。